

法 務 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

- ア. 新たな施策は講じられるのか。
- イ. 地方公共団体にはどのような指導をされるのか。
- ウ. 部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実はどのようにされるのか。
また、地方公共団体へはどのような指導をされるのか。
- エ. 教育・啓発の予算は拡充されるのか。
また、地方公共団体への財政上の措置は拡充されるのか。
- オ. 法務省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
- カ. 他の省庁へはどのような指導をされるのか。

キ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。

また、啓発冊子の「人権の擁護」は、令和4年度版から6条調査の結果を踏まえた内容に改められているが、解決しているのか否かが分かりづらいので、もう一段の見直しをされたい。

ク. 令和3年の同和問題に関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数が308件になっているが、その人権侵犯の内訳を報告されたい。

ケ. 部落差別をはじめあらゆる差別や虐待による人権侵害の被害者を、簡易・迅速・柔軟に救済する新たな人権救済制度としての「人権委員会」を創設されたい。

2. 「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が平成28年4月から完全施行されたが、障害者への差別をなくすために新たな施策を講じられるのか。

また、障害者の雇用に関しては、法務省は令和3年6月1日時点において実雇用率2.85%で、法定雇用率2.6%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

3. 「ヘイトスピーチ解消法」が成立したが、ヘイトスピーチをなくすためにどのような施策を講じられるのか。また、被害者の救済はどのようにされているのか。

4. 同和問題の解決を阻害するエセ同和行為をなくすための施策を拡充されたい。

また、エセ同和連絡協議会が中央と都道府県に設置されているが、昨年の活動状況を報告されたい。

5. 学校におけるいじめ問題については、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行されて9年が過ぎたが、未だに悲惨な事件が続いていることから、悲惨で痛ましい事件をなくすために新たな施策を講じられるのか。

6. 名古屋出入国在留管理局に収容されていたスリランカ人女性のウィシュマ・サンダマリさんが昨年の3月に病死した問題で、ウィシュマ・サンダマリさんの人権を蔑ろにする心無い言動があったと仄聞していることから、入管職員への人権に関する研修を徹底されたい。

7. 新型コロナウイルスに関して、医療従事者や感染者に対して差別や偏見で、嫌がらせや排除が見受けられることから、国民に対する啓発活動を強力に推進されたい。

また、ワクチンを接種できない人や接種しない人が差別されないよう、啓発活動を推進されたい。

8. インターネットの誹謗中傷についての取り扱いについては、言論の委縮を招くことがないように、削除依頼などは表現の自由に配慮し、慎重に行われたい。

9. インターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報リテラシーの向上を図る啓発活動を強化されたい。

文 部 科 学 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、

ア. 新たな施策並びに予算は拡充されるのか。

イ. 文科省内外の職員と教員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。また、社会教育や家庭教育などを通して実施される国民に対する教育啓発は拡充されるのか。

ウ. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人や、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18~29歳に限れば8.3%でしかない。これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。

なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。

エ. 大学の教職課程では人権教育を必須にされたい。

2. 奨学事業について

ア. 貧困で進学を断念する生徒をなくすため、給付型の制度を拡充されたい。

また、日本学生支援機構が実施する奨学制度の成績条項を撤廃し、無利子枠を増やすとともに、滞納者が増加していることから第2種も所得連動返還方式を導入されたい。

令和6年度から実施される卒業後の収入に応じて返済する「出世払い」方式は、借り入れしている全学生を対象にされたい。

イ. 大阪市が実施している中学生を対象にした「塾代助成事業」のようなものを新たな事業として講じられないか検討されたい。

3. 老朽化が目立つ教育集会所について、災害復旧事業と同等の補修・改築ができる制度を設けられたい。

4. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたが、

ア. この法律を活用し、学校内部のバリアフリーを積極的に推進され、車イスを使用する児童・生徒も快適に学校生活をおくれるよう、インクルーシブ教育を一層促進されたい。

イ. 障害者差別をなくすために、新たな施策は講じられるのか。

また、障害者の雇用に関しては、文部科学省は令和3年6月1日時点において実雇用率2.70%で、法定雇用率(2.6%)を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。

5. 「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月に成立し、同年9月より施行され9年が経過したが、本年も悲惨で痛ましい出来事が発生した。平成29年3月には、「いじめ防止基本方針」も改定され、新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」も策定されたことから、法の規定を踏まえ地方公共団体や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等、必要な措置を講じるよう、徹底した指導をされたい。

また、スクールロイヤーを設置され、モンスターペアレントやいじめでの重大事態への活用を図られたい。

6. LGB・Tの性的マイノリティについて、平成28年4月に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施等について」(教職員向け)の通知を出されていますが、支援体制や相談体制が確立されるよう地方公共団体や学校に強力に指導されたい。

また、理解不足の教職員が多いことから、教職員に対する研修を徹底されたい。

なお、その際には、差別を過大に強調したり、行き過ぎたジェンダーフリーを絡めるリベラル系の講師には注意を払われたい。

また、改訂される学校教員用の手引書「生徒指導提要」に記載するLGBTなど性的少数者の児童生徒への対応についても注意を払われたい。

7. いじめにつながるインターネットの掲示板やSNSの利用については、誹謗中傷をすることなく正しく利用するため、情報モラル教育を徹底されたい。

国 土 交 通 省

1. 「部落差別の解消の推進に関する法律」に則り、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
また、新規事業や一般対策に工夫を加えた事業があれば報告されたい。
 - イ. 国土交通省内外の職員に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
また、関係諸団体や国民に対する研修体制や規模は拡充されるのか。
なお、出先機関に対しては、どのような指導をされているのか報告されたい。
2. 同和問題の最大の壁であった結婚についての自治体の調査では、25歳未満の通婚率は80%を超えており、更に、結婚に際して全く反対はなかったとする人が70%に達していること、平成5年の全国生活実態調査でも混住率は41.4%で、大阪市の最近の調査では35%になり、同和関係者以外の人達が同和地区では多数になっていること。
また、「部落差別解消法」の6条調査で実施された一般国民に対する意識調査では、部落差別はいまだにあるを選択した人でも、近所の人や、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかとの問いに、気になる4.5%、気にならない79.8%で、交際相手や結婚相手が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますかの問いでは、気になる15.8%、気にならない57.7%、18～29歳に限れば8.3%でしかない。
これらを勘案すれば、今や同和問題は完全に解決の過程にあると断定できることから、今後はマイナス面である差別を強調するのではなく、前記した解決の過程にあることを示すプラス面を強調する内容の人権教育・啓発を推進されたい。
なお、同じく6条調査の一般国民に対する意識調査では、「部落差別に関する問題を解消するために、学校教育や啓発を今後どのようにすればよいと思いますか」との問いでは、「やるべきであるが、方法や内容を変えるべきである」に回答した人が37.6%と一番多かったことも考慮されたい。
3. 同和向け公営・改良住宅について
 - ア. 今後の展望を示されたい。
 - イ. 応能応益の家賃制度を実施するよう地方公共団体を強力に指導されるとともに、家賃の滞納をなくす取り組みを強化するよう地方公共団体を厳しく指導されたい。
 - ウ. 若年層が転出し、急激な高齢化が進むなか、一般に開放し、公募制を取り入れ、若年層を取り込むための施策として、同居親族要件や収入基準を緩和し、例えば、単身者や新婚家庭及び妊婦がいる家族を優先するとともに、家賃の割引をするなどより一層の混住化を図る、新たな制度を考慮されたい。
 - エ. 建替えを行う場合には、単純な建替えではなく、民活を利用するなどして、低所得者だけの地域というイメージを払拭するため、バランスのとれたまちづくりにされたい。
また、財政規模が小さく単純な建て替えしか選択がない地方公共団体には、特段の配慮をされたい。
 - オ. 払い下げが積極的に促進されるよう地方公共団体を指導されたい。
 - カ. 公営・改良住宅の管理を未だに地区の自治会や運動団体の役員に任せている地方公共団体があるが、混住化の促進や不正行為をなくすため、地方公共団体が管理・運営するよう強力な指導をされたい。
5. 「障害者差別解消法」が平成28年の4月から完全実施されたことで、
 - ア. 新たな施策は講じられるのか。
 - イ. この法律の施行を機会にバリアフリーを一層促進し、障害者や高齢者と共生できるノーマライゼーションを達成されたい。
 - ウ. 公的施設などのバリアフリーは義務になるが、民間の施設は努力義務なので、民間施設のバリアフリー化がより一層促進されるよう、「新バリアフリー法」(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)の改正をも視野に入れ、施策や予算の拡充をされたい。
 - エ. 障害者の雇用に関しては、国土交通省は令和3年6月1日時点において実雇用率2.85%で、法定雇用率2.6%を達成しているが、身体・知的・精神それぞれに非常勤(非正規)職員ではなく常勤(正規)職員の雇用枠を設けて雇用の促進を図られたい。